

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 6 年 6 月 29 日 石川県知事 殿	
提出者 住 所 石川県小松市串町甲84番地1 氏 名 有限会社 ショーケン産業 代表取締役 新井 久美 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0761-46-1313	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社 ショーケン産業 解体工事現場
事業場の所在地	石川県小松市瀬領町イ38-1
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	07 識別工事業
②事業の規模	元請完成工事高 124,299 千円(税抜)
③従業員数	12 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事現場にて分別作業後、各処分場へ処理委託 自社処分場にて処理する場合は、以下の通り処理 瀬領本社工場 選別 → (一部) 破砕、圧縮 → 中間処理業者、最終処分業者、再生事業者へ委託 工業団地リサイクル工場(木くず) 破砕 → 木質チップとして再生事業者へ売却 今江焼却施設(木くず、繊維くず、これらの混合物) 焼却 → 中間処理業者、最終処分業者へ委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役

| 取締役 兼 ISO管理委員長 兼 安全衛生推進者

部門長

| 職長、現場代理人、工場長

| 現場作業員、工場作業員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①

現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず
排出量	23 t	1,186 t	16 t	378 t
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物	合計
排出量	124 t	5,039 t	128 t	6,894 t

(これまでに実施した取組)

請負工事量により変動するが、
排出時には、廃棄物の発生抑制とリサイクルを推進
混合廃棄物については、選別を徹底する

②

計画

【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず
排出量	20 t	1,180 t	10 t	370 t
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物	合計
排出量	120 t	5,030 t	120 t	6,885 t

(今後実施する予定の取組)

現状の通り

産業廃棄物の分別に関する事項

①

現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

排出される産業廃棄物を種類ごとに分別

②

計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

現状の通り

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	木くず		合計	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,032 t		1,032 t	
	(これまでに実施した取組) 木質チップヘリサイクルが可能なものを選別				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず		合計	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,040 t		1,040 t	
	(今後実施する予定の取組) 現状の通り				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	混合廃棄物	合計
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	87 t	11 t	2 t	100 t
(これまでに実施した取組) リサイクルが不可能なものに限り、焼却処分					
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	混合廃棄物	合計
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	85 t	10 t	2 t	97 t
(今後実施する予定の取組) 現状の通り					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	—		—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t		— t	
	(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	—		—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t		— t	
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず
	全処理委託量	23 t	67 t	5 t	378 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	10 t	1 t	207 t
	再生利用業者への 処理委託量	23 t	— t	— t	171 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物	合計
	全処理委託量	124 t	5,039 t	126 t	5,762 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	107 t	4,970 t	13 t	5,308 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t	— t	194 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)				
可能な限り再生利用業者、 または優良認定処理業者へ委託する					

② 計 画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず
	全処理委託量	20 t	65 t	5 t	375 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	15 t	1 t	200 t
	再生利用業者への 処理委託量	20 t	— t	— t	175 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物	合計
	全処理委託量	120 t	5,035 t	125 t	5,754 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	110 t	5,000 t	15 t	5,341 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t	— t	195 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)				
	現状の通り				
※ 事 務 処 理 欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。